



Grant Thornton

An instinct for growth™

# 貿易、税務および社会保険に関する2015年からの改正事項

16 December 2014



# 貿易

## ASEAN物品貿易協定(ATIGA)における原産地規則実施に関する2010年5月17日付け工商省 Circular No. 21/2010/TT-BTC の一部条項を改正する2014年11月18日付け Circular No. 42/2014/TT-BTC

2015年1月2日から発効する Circular No. 42/2014/TT-BTC では、以下のような留意すべき改正点が見られます:

- Circular No. 21/2010/TT-BTC と共に公布された品目定義表を定める付属書類 2 が廃止され、この Circular により公布される付属書類 I がそれに取って代わります。新しい付属文書は、2012年版国際商品分類システムに基づいて作成されていますので、Circular 21/2010/TT-BTC で使用されていた2007年版国際商品分類システムと比較して、商品分類コードに幾つかの変更が見られます
- Circular No. 21/2010/TT-BTC と共に公布された繊維製品に関する基本的変更基準を定める付属書類 3 が廃止され、この Circular により公布される付属書類 II がそれに取って代わります
- Circular No. 21/2010/TT-BTC と共に公布された原産地証明の発行・検査手続きを定める付属書類7の一部条項が、以下のよう  
に改正補足されています:
  - 付属書類 1 が規定する原産地規則に基づいて、輸出品がその輸出をした締約国の領土を原産地とすると判断された場合、輸出前または輸出時あるいは輸出後間もない時点で原産地証明書が発行されます
  - 特惠関税の適用を受けるためには、輸入者は、輸入手続きを行う際に、輸入国側の税関当局へ、申告書、原産地証明書に加えて、全ての証憑(コマーシャル・インボイス、締約国では無い単数または複数の第三国の領土を貨物が

通過する場合に輸出国の領土上で発行される通し船荷証券など)、および、輸入する締約国の法律の規定によるその他資料を提出する必要があります

- 原産地判断のために Circular No. 21/2010/TT-BTC の付属書類 1 の第5条が規定する公式により計算した付加価値基準(RVC)を使用する場合、原産地証明書 Form D および Back-to-Back の原産地証明書 Form D では、FOB価額しか記載しません  
但し、カンボジアおよびミャンマーから、そして、カンボジアおよびミャンマーへ発行される原産地証明書 Form D および Back-to-Back の原産地証明書 Form D では、全ての原産地基準に対して、2014年4月1日から2016年3月31日までの2年間は、FOB価額を記載します
- Circular No. 21/2010/TT-BTC と共に公布された原産地証明書 Form D を規定する付属書類 8 が廃止され、この Circular により公布される付属書類 III がそれに取って代わり、新しい原産地証明書 Form D になります
- Circular No. 21/2010/TT-BTC と共に公布された原産地証明書の発行機関リストを規定する付属書類 13 が廃止され、この Circular により公布される付属書類 IV がそれに取って代わり、原産地証明書を発行できる機関がいくつか追加されています。

この Circular により、2012年9月17日付け Circular No. 24/2012/TT-BTC は廃止されます

# 税務

## 各種税法の一部条項を改正する法律 Law No. 71/2014/QH13

2015年1月1日から施行される各種税法の改正法 Law No. 71/2014/QH13 には、以下のような注目すべき点が見られます:

### 法人所得税 ("CIT")

- 広告費・接待費などに対する損金算入の上限が廃止されました
- 優遇税率10%を15年間適用される対象として、以下2つの基準のいずれかを満たす、発展を優先させる裾野産業製品リストに属する製品を製造する新規投資プロジェクトの実施による企業の所得が追加されました:
  - ハイテク法の規定に従うハイテクのための裾野産業製品。
  - 以下の分野の製品製造のための裾野産業製品: 繊維・縫製、皮革・靴、電子・情報処理、自動車製造組立、機械製造の分野での製品で、かつ、2015年1月1日時点ではベトナム国内でまだ製造可能でない製品または製造可能だが欧州連合 (EU) の技術基準または同等の基準を満たす必要のある製品を製造する裾野産業製品。

### 個人所得税 ("PIT")

- 証券譲渡所得について、取得費および関連費用を控除した実際の所得に対する税額計算の方法が廃止されて、譲渡価額に対して0.1%の税率で課税する方式に一本化されました。証券譲渡所得については確定申告の必要はありません

- 不動産譲渡所得について、取得被および関連費用を控除した実際の所得に対する税額計算の方法が廃止されて、譲渡価額に対して2%の税率で課税する方式に一本化されました。

### 付加価値税 ("VAT")

- 従来は税率5%の適用対象であった、肥料、家畜・家禽・飼育動物の飼料、農業生産のために使用する専用機械設備の3グループが非課税対象となりました。

### 租税管理

- 税額計算のための売上、費用、価格が外貨建てで発生した場合、または、外貨での納税義務があるが管轄当局からベトナム・ドンでの納税を認められた納税者の場合、外貨からベトナム・ドンへの換算は、発生時点での実際の取引為替レートにより行います。
- 納付遅延税額に対する延滞金利が、1日当たり0.05%に一本化されました

以上の改正に関する施行細則が近々に政府から発行されます。施行細則が発行され次第、改めてご案内申し上げます。

# 社会保険

## 新しい地域別最低賃金に基づく社会保険料納付をガイダンスする 2014年11月28日付けホーチミン市 社会保険局 Official Letter No. 3780/BHXH-THU

2014年11月11日付け政令 Decree No. 103/2014/ND-CP によれば、2015年1月1日から適用される、労働契約に基づいて働く労働者の地域別最低賃金は以下の通りです：

- 第I地域: VND3,100,000/月
- 第II地域: VND2,750,000/月
- 第III地域: VND2,400,000/月
- 第IV地域: VND2,150,000/月

この Official Letter によれば、社会保険当局は、使用者に対して、労働・傷病兵・社会当局に届出済みの職種別給与テーブルにおける最低賃金を再確認して、上記の新しい地域別最低賃金よりも低くてはいけないという原則に基づいて適切な改定を行うよう要請しています

上記に伴い、2015年1月から発効する改定した職種別給与テーブルに基づく労働契約上の給与賃金を改定して、労働者毎に納付すべき社会保険料の計算基礎とします。

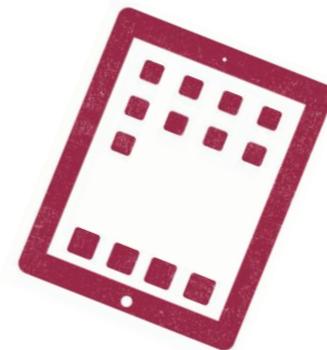
また、以下についてもご留意下さい。;

- 給与賃金の改定を行う文書(決定書または労働契約を改定する添付文書など)が、上記規定による法定社会保険料の計算根拠となる給与の改定対象になる労働者の納付額、受給額を照合する根拠書類原本になります。

- 遅くとも2015年2月20日までに、使用者は、法定社会保険料の計算根拠となる給与賃金の改定を行う文書を提出する必要があります。上述期限後に書類を提出した場合、規定による延滞金利が発生します

上述の地域別最低賃金に基づく給与賃金の改定を実施しないまたは実施が遅れたことにより、新しい地域別最低賃金額よりも低い賃金額の労働者が生じてしまった場合、社会保険当局は、暫定的に、社会保険料の計算根拠となる給与を新しい地域別最低賃金と同額にする調整を行います

- ホーチミン市に所在する事務所または本社での労働契約を締結して異なる地域で働く労働者は、労働契約に記載されている働く場所の地域別最低賃金を適用して、労働契約上の給与賃金を改定し、社会保険料の納付額および受給額の計算根拠とします。

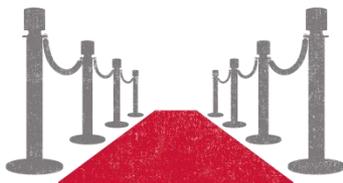


# Contacts

この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

**Newsletter のダウンロード**  
下記サイトへアクセス下さい。  
[www.gt.com.vn](http://www.gt.com.vn)



## Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet  
Cau Giay District, Hanoi  
Vietnam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

## Hoang Khoi

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E [Khoi.Hoang@vn.gt.com](mailto:Khoi.Hoang@vn.gt.com)

## Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E [Du.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Du.Nguyen@vn.gt.com)

## 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E [Kaoru.Okata@vn.gt.com](mailto:Kaoru.Okata@vn.gt.com)

## Pham Ngoc Long

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E [Long.Pham@vn.gt.com](mailto:Long.Pham@vn.gt.com)

## Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager  
D +84 4 3850 1681  
E [Nam.Kieu@vn.gt.com](mailto:Nam.Kieu@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center  
37 Ton Duc Thang Street  
District 1, Ho Chi Minh City  
Vietnam  
T + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3914 3748

## Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E [HungDu.Nguyen@vn.gt.com](mailto:HungDu.Nguyen@vn.gt.com)

## Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E [Valerie.Teo@vn.gt.com](mailto:Valerie.Teo@vn.gt.com)

## 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E [Tomohiro.Norioka@vn.gt.com](mailto:Tomohiro.Norioka@vn.gt.com)

## Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager  
M +84 8 3910 9233  
E [MongVan.Tran@vn.gt.com](mailto:MongVan.Tran@vn.gt.com)

## Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager  
M +84 8 3910 9236  
E [Thai.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Thai.Nguyen@vn.gt.com)

# Questions & feedback

